

全県域汚水適正処理構想（素案）についてのご意見の内容と市の考え方

番号	ご意見の内容	市の考え方
1	<p>●下水道配備に関する意見 市街化調整区域は「新家しか家は建たない」（法第43条）と思っていましたが疑問に思う区域（永泉寺北側）は建売で購入された住居が約30数戸あり、カラオケ店があり、工場が2箇所あり、ましてや、商売されている駐車場が2箇所もある。カラオケ店及び2工場から想定される居住者数以上の方々からし尿等が排水される。正しく市街化区域である。</p> <p>このような区域は準市街化区域として扱い下水道を完備させる。10年先には路線価格があがり税収が伸びてくる。</p> <p>●浄化槽に関する意見 環境問題は、広く市民の知識、意識が向上すると住み良い街づくりができる。 市街化調整区域では、浄化槽或いは、し尿くみとりのご家庭がある。 浄化槽も今は合併浄化槽で、年一回の清掃、点検、検査（浄化槽法）を行わなければいけない。その上、用水路に排水できるが、このような点検等が必要であることを更にPRし住民の環境に対する意識を向上させなければいけない。 また、排水された用水路において、変色した汚泥ができた箇所での水質調査ができるしくみが必要と考えます。住民の申し出により水質調査ができることをPRすれば、浄化槽設置者に牽制機能が働き点検、清掃等の環境に対する知識、意識を向上させることができる。</p>	<p>ご意見をいただいた地域は、犬山市宇寺西地内の永泉寺北側の住宅地と推察されます。この地域は市街化調整区域ではありますが、公共下水道計画区域となっております。公共下水道の整備は、現在犬山地区、楽田の番前地区の市街化区域及び、前原台団地の集中浄化槽から公共下水道への切り替えを進めており、当該地区は未定です。</p> <p>「全県域汚水適正処理構想」は、汚水処理施設の整備を効率的・効果的に進めていくために、地域特性などを踏まえ、適正な整備手法の選定や整備区域などを決め、将来の汚水処理施設整備の基本となる計画です。そのため、ご意見をいただいた合併浄化槽の適正管理については定めておりません。 しかしながら、個別処理である合併浄化槽の保守点検、清掃、法定検査は、浄化槽法に基づく法的義務であるため、引き続き周知を行い、適正な受検を促します。また、公共用水域において、浄化槽から排出された汚泥などが確認された場合は、愛知県と連携しながら対応してまいります。</p>